

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 優良図書の推奨 ○ 有害図書の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定 ○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 保安林の指定の解除 ○ 保安林の指定予定 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ 【公告】 ○ 県営土地改良事業計画の縦覧 ○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 ○ 〃 ○ 〃	男女共同参画青少年課 健康推進課 〃 障害福祉課 〃 治山課 〃 道路整備課 〃 耕地課 〃 都市計画課 〃 〃	○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	担当課（室） 建築指導課

◎岡山県告示第五十七号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成二十七年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	発 行 所	対 象
1	ぼくはうちゅうじん	中 川 ひろたか 作 は た こうしろう 絵	ア リ ス 館	小学生（低）
2	「あ・そ・ぼ」やで！	くすのき しげのり 作 こうの 史 代 絵	く も ん 田 版	〃 （低）
3	かぐやのかご	塩 野 米 松 作 はまの め か 絵	佼 成 出 版	〃 （中）
4	思い出をレスキューせよ！	堀 米 薫 作	く も ん 田 版	〃 （中）
5	風味さんじゅうまる	まはら 三 桃 作	講 談 社	〃 （高）
6	空へ	いとう み く 作	小 峰 書 店	〃 （高）
7	クラスメイツ 前期・後期	森 絵 都 作	偕 成 社	中 学 生

◎岡山県告示第五十八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成二十七年二月六日

岡山県知事 伊原 隆 太			発行者等	
番号	種 別	名 称		
1	季 刊 誌	タトゥー・トライバル61号	富 士 美 出 版	
2	月 刊 誌	裏モノJAPAN 3月号	鉄 人 社	
3	〃	恋愛白書パステル 3月号	宙 出 版	
4	〃	チャンネルズ 3月号	宙 倉 出 版 社	

◎岡山県告示第五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名 称 所 在 地

あさのクリニック 総社市中央二一三―五

ザグザグ薬局総社東店 総社市井手一二四二―三

よつ葉訪問看護ステーション 倉敷市下庄四五八―一

指定年月日

平成二十七年二月一日

平成二十七年二月一日

平成二十七年二月一日

◎岡山県告示第六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十七年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

医療法人藤田医院

倉敷市玉島中央町一―一八―二〇

平成二十七年二月一日

足高薬局東総社店

総社市総社二―二〇―一四

平成二十七年二月一日

◎岡山県告示第六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十七年二月六日

指定した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

指定年月日

エスマイル薬局井原店

井原市芳井町与井四四一

調剤

平成二十七年二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十七年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
すこやか薬局	井原市下出部町一―三四―四	調剤	平成二十七年二月一日
イオン薬局津山店	津山市河辺一〇〇〇―一	調剤	平成二十七年二月一日

◎岡山県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十七年二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

総社市小寺字西ノ奥一五五二の二三、一五五二の二五、一五五二の二七、一五五二の二八、一五五二の三〇、一五五二の三二、一五五二の三三、字尻坂一五七〇の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

水道事業用地とするため

◎岡山県告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十七年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆太

一 保安林予定森林の所在場所

瀬戸内市牛窓町牛窓五九七の一、六〇九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び瀬戸内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 西方北房線
- 三 道路の区域

区	域	別	新 旧	幅 員	延 長
高梁市中井町津々字道ノ上二二六三番三 地先から	新	一〇・五 三七・〇	三四二・五		
高梁市中井町津々字道ノ上二二六三番三 地先から	旧	五・五 一四・〇	三四二・五		
高梁市中井町津々字ツクリ道二一六七番 三地先まで					

区	域	新 旧	幅 員	延 長
一 道路の種類 県道				
二 路 線 名 上大竹高山線				
三 道路の区域				

高梁市川上町上大竹字見瀧久保七〇八番 一地从から 高梁市川上町上大竹字見瀧久保七〇九番 一地先まで	高梁市川上町上大竹字見瀧久保七〇八番 一地从から 高梁市川上町上大竹字見瀧久保七〇九番 一地先まで	
旧	新	別
一一・〇ゝ 一六・五	一二・五ゝ 三三・五	(メートル)
七四・〇	七四・〇	(メートル)

◎岡山県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

県道		道路の 種類	供用開始 年月日
線	西方北房線	路線名	区間
上大竹高山 線	高梁市中井町津々字道ノ上二一六三番三地先 から 高梁市中井町津々字ツクリ道二一六七番三地 先まで		
高梁市川上町上大竹字見瀧久保七〇八番一 地 先から 高梁市川上町上大竹字見瀧久保七〇九番一 地 先まで			

平成27年2月6日 岡山県公報 第11658号

〔四二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十七年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 新見地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 新見地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十七年二月六日から同月二十七日まで

四 縦覧の場所

新見市役所

高梁市役所

真庭市役所

平成27年2月6日 岡山県公報 第11658号

〔四三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十七年二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（地震対策ため池防災 丁老池地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（地震対策ため池防災 丁老池地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十七年二月六日から同月二十七日まで

四 縦覧の場所

矢掛町役場

〔四四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により津山市から津山広域都市計画用途地域についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 都市計画の種類

津山広域都市計画用途地域

二 都市計画の変更年月日

平成二十七年一月二十三日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、津山市役所都市建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成 27 年 2 月 6 日 岡山県公報 第 11658 号

〔四五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により津山市から津山広域都市計画特別用途地区についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 都市計画の種類

津山広域都市計画特別用途地区

二 都市計画の変更新月日

平成二十七年一月二十三日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、津山市役所都市建設部都市計画課において縦覧に供する。

〔四六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により津山市から津山広域都市計画駐車場整備地区についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 都市計画の種類

津山広域都市計画駐車場整備地区

二 都市計画の変更新月日

平成二十七年一月二十三日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、津山市役所都市建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成27年2月6日 岡山県公報 第11658号

〔四七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六一六―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島四一六五―五エクリアルC棟二一〇号室

井上 洋介

井上ひとみ

三 許可番号

岡山県指令建指第二二三号